

指名停止等の運用状況一覧表

(期間：令和8年4月～)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
1	株式会社パルトゥー	徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外 17-1	令和8年4月2日から令和8年5月1日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 株式会社パルトゥーの従業員は、令和7年9月19日、徳島簡易裁判所から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑を科され、同年10月7日に刑が確定した。 このことにより、令和7年12月26日に徳島県知事から同法に基づく行政処分(産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し)を受けた。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
2	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目5番5号	令和8年4月17日から令和8年6月16日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の専務理事(当時)は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて株式会社共栄ALUCAZ(現株式会社MACHI づくり)に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、株式会社共栄ALUCAZ 関連会社の株式会社共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。 その後、同専務理事(当時)は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
3	一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会	東京都千代田区平河町2丁目5番5号全国旅館会館4階	令和8年4月17日から令和8年6月16日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて株式会社共栄ALUCAZ(現株式会社MACHI づくり)に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、株式会社共栄ALUCAZ 関連会社の株式会社共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。 その後、同代表理事は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
4	東洋シャッター株式会社	大阪府大阪市中央区南船場2-3-2 南船場ハートビル12階	令和8年5月15日から令和8年6月25日まで(6週間) 大阪航空局管内	建設業法違反 東洋シャッター株式会社は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分(営業停止10日間)を受けた。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
5	株式会社佐藤工務店	愛知県弥富市鯛浦町西前新田21番地	令和8年5月22日から令和8年8月21日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 株式会社佐藤工務店は、愛知県弥富市が発注した工事において、同市元建設部長が事業者に入札情報を漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で令和8年3月4日に起訴され、同日、株式会社佐藤工務店の代表取締役も公契約関係競売等妨害罪で略式起訴された。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
6	朝野工業株式会社	富山県魚津市本新町27番5号	令和8年6月5日から令和8年7月4日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	過失による粗雑工事 朝野工業株式会社は、富山県発注の「鴨川河川改修放水路工工事」において、設計図書と異なる規格のPC鋼棒を使用したにもかかわらず、これを富山県に報告せず、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、設計図書のとおり施工したとする虚偽のPC鋼棒の検査証明書を富山県に提出した。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年4月20日に富山県知事より営業停止処分(22日間)を受けたものである。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
7	株式会社南山開発	沖縄県那覇市小禄1-12-29	令和8年7月17日から令和8年11月16日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 株式会社南山開発は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
8	光南建設株式会社	沖縄県宜野湾市宜野湾3-2-16	令和8年7月17日から令和8年11月16日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 光南建設株式会社は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
9	アメリカンエンジニアリングコーポレーション	沖縄県宜野湾市大山7-11-47	令和8年7月24日から令和8年9月23日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 アメリカンエンジニアリングコーポレーションは、過去3事業年度(令和5年1月1日から令和7年12月31日まで)において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等(建設業法第7条第2号イ、ロ及び同法第15条第2号ロの規定に基づく実務の経験を含む。)を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。 このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年6月5日に建設業許可部局(沖縄総合事務局)より22日間の営業停止処分を受けた。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
10	株式会社佐藤工務店	広島県尾道市高須町3733-1	令和8年8月4日から令和8年12月3日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 株式会社佐藤工務店の元代表取締役は、広島県尾道市上下水道局が発注した工事2件の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、広島地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
11	東讃建設株式会社	香川県高松市鶴市町573-4	令和8年8月7日から令和8年10月6日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 東讃建設株式会社は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水土を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
12	株式会社えびす石材土木	香川県高松市牟礼町牟礼1059	令和8年8月7日から令和8年10月6日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 株式会社えびす石材土木は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水土を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
13	株式会社村上組	香川県高松市東ハゼ町877	令和8年8月7日から<u>令和8年10月6日</u>まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 株式会社村上組は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水士を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
14	株式会社白雪興産	香川県高松市池田町439	令和8年8月7日から令和8年10月6日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 株式会社白雪興産は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水土を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
15	株式会社野崎組	香川県高松市香川町大野1095-4	令和8年8月7日から<u>令和8年10月6日</u>まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 株式会社野崎組は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水士を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
16	城北建設株式会社	香川県高松市郷東町796-122	令和8年8月7日から令和8年10月6日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 城北建設株式会社は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水土を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
17	株式会社中塚工業	香川県高松市伏石町1299-11	令和8年8月7日から<u>令和8年10月6日</u>まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 株式会社中塚工業は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水土を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
18	株式会社大下組	香川県高松市屋島西町2014-2	令和8年8月7日から<u>令和8年10月6日</u>まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 株式会社大下組は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水士を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
19	株式会社誠良興業	香川県高松市春日町129	令和8年8月7日から令和8年10月6日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 株式会社誠良興業は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水土を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
20	大一工業株式会社	香川県高松市西ハゼ町7	令和8年8月7日から令和8年10月6日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 大一工業株式会社は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水士を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
21	株式会社大王	香川県高松市林町150-2	令和8年8月7日から令和8年9月6日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 株式会社大王は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水士を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
22	金本建設株式会社	香川県高松市円座町1930	令和8年8月7日から令和8年9月6日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 金本建設株式会社は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水土を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
23	南部開発株式会社	香川県高松市勅使町299-2	令和8年8月7日から令和8年9月6日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 南部開発株式会社は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水士を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
24	尾形建設株式会社	香川県高松市塩江町安原上東1407-1	令和8年8月7日から令和8年9月6日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 尾形建設株式会社は、公正取引委員会により、令和8年6月25日、香川県が総合評価方式による一般競争入札の方式により、高松市を施工場所として発注する土木一式工事であって、同県から土木一式工事についてA等級に格付されている単体企業を入札の参加者とするもの(同県が海上工事として発注する工事又は同県による工事の設計上、作業船(監視船を除く。)若しくは潜水土を使用して海上から施工する工事及び同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除く)についての入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。 以上のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。